

第3回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会

日時:平成 25 年 2 月 26 日(火)14:00~16:00

場所:名古屋合同庁舎第2号館 8階共用会議室

議 事 概 要

1. 開会

2. 挨拶

3. 国土交通省における検討状況について

- ・国土交通本省の担当官より説明。

4. 議事

1)第2回地震・津波対策検討会の議事概要(案)について

- ・資料2に基づき、事務局より説明。
- ・議事概要を確認。

2)東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策基本戦略(案)について

- ・資料3に基づき、事務局より説明。

3)意見交換

- ・3. 及び4. 2)の説明を踏まえ、以下の意見があった。(分類は事務局)

(津波対策について)

- ・津波対策として、各機関の別施設への移転を検討する場合は、ファシリティマネジメントの視点から国家機関の建築物に限らず、地方公共団体等の建築物を含めた検討を行うことが望ましい。特に三の丸地区は、国・県・市が連携して官庁施設の在り方を検討していくべきである。
- ・官庁施設の基本的性能基準には、津波による波力を考慮し、対浸水に関する性能とは別に対津波に関する性能を定めている。
- ・津波対策を行う上では、地域や都市を含めた総合力で対応する必要がある。

(津波防災診断について)

- ・津波防災診断マニュアルは、平成24年度内に作成し各省庁に送付する予定であるが、津波高さが決まらなると判定できないため、これが公表されるのを待って診断を行うことになる。
- ・診断や調査を行う主体は施設管理者であり、専門的な調査ではなく一次診断を想定している。
- ・津波による危険性を施設管理者に認識してもらい、ソフト対策でできることを可及的速やかに実施してもらうことが重要である。
- ・津波防災診断という名称は、費用負担の発生する高度な診断をイメージするので、管理者が自ら行う簡易な診断であることが分かるような名称にして頂きたい。

(施設運用管理上の対策について)

- ・施設運用管理上の対策は、津波防災診断を主体的に行う施設管理者が、自ら判断して実施するものであり、これにより施設管理者は、運用管理上の対策を自らの責務であることを認識し津波への危機感を持つことにもなる。
- ・施設を整備する者が、その役割を逸脱して運用管理上の対策を実施することはできないが、整備する側にも施策としてできることはある。
- ・施設整備上の対策と運用管理上の対策は、一体的に実施してはじめて機能するため、総合的な対策を検討する必要がある。
- ・津波に対して、機能の確保を目標に設定したのは、施設を整備するだけでなく、人命の安全確保や機能を維持できるようにすることも、施設整備を行う者の責務であると考えたからである。

(基幹的広域防災拠点の整備について)

- ・三の丸地区において、基幹的広域防災拠点を整備することは中長期的な目標であるが、整備を推進するためのマスタープランを作成することは、短期的な目標とすべきである。

(既存ストックの活用について)

- ・平常時に無駄と思われるストックも、災害時には代替拠点として活用できるなど、フレキシビリティの確保につながるため、国や自治体は所有している敷地や施設を安易に手放すべきではない。
- ・愛知県では県有施設保守管理運用プログラムを作成し、複数の施設の中で機能を集約することにより、長期的な視点に立ちストックの有効活用が図れるように取り組んでいる。
- ・国や県や市が、連携して既存ストックの有効活用を検討する必要がある。

(想定される地震動について)

- ・これまでの耐震性能で想定していた地震力のレベルと、今後内閣府から出される揺れには相当の乖離があり、東海地方ではさらに厳しい揺れが想定されている。
- ・免震構造には冗長性がないため、想定よりも強い揺れがくると機能を失いかねない。
- ・これから公表される長周期地震動の揺れは、極まれに発生が想定されている入力地震動より遙かに強いため、高層や免震構造の施設は、甚大な被害が想定される。
- ・I類施設は重要度係数を1.5としているが、静岡県や三重県、更には愛知県でも震度7の揺れが想定されているところでは、強度不足になる可能性がある。

(施設整備の推進について)

- ・南海トラフ巨大地震がこの数10年の間にやって来ることを想定して、被害を軽減できるように官庁施設の整備を推進すべきである。

(災害の事象及び規模について)

- ・津波だけではなく、高潮や火災による延焼、富士山の噴火、ため池堤防など、想定される様々な災害事象についても十分な想像力を持って設計することが、想定外をなくすことにつながる。
- ・地域によって地形や人口・都市構造など様々な条件が異なるため、これにより災害の規模も異なってくることを念頭において対処すべきである。

(基本戦略策定において留意すべき事項)

- ・複合型災害の中で、建物に求められている機能が何かを意識する必要がある。
- ・営繕関係の基本戦略は、上位計画である中部圏地震防災基本戦略において、建物に求められている役割に対して答えていくべきであり、積極的・能動的な姿勢でこの地域における防災を考えていく必要がある。
- ・営繕関係のこのような検討会で、施設スペースについて平常時には無駄でも非常時に使えるものがでてくるということを打ち出していくべきである。
- ・東海ブロックでは厳しい揺れが想定されていることを、認識しておかなくてはならない。

これらの意見等を踏まえて「地震・津波対策基本戦略(案)」を修正し、「基本戦略」として策定することとした。

5. 閉会

(以上)